

## 16 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜検査

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で検査を実施し、受検機会の確保を図る。

### (1) 検査場の衛生管理体制等の構築

本校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じる。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施する。

#### ア 事前の準備

検査室の座席間の距離の確保や、マスク、速乾性アルコール製剤の準備など、熊本県教育委員会が定める「令和4年度（2022年度）熊本県立中学校入学者選抜要項」に従い準備する。

#### イ 検査当日の対応

##### (7) マスク着用の義務付け

受検者には、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場内では、昼食時以外は常に着用するよう指示する。ただし、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者へ影響を及ぼす機能のついたマスクの着用は認めない。また、フェイスシールドやマウスシールドの着用のみも認めない。休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示する。写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外させるが、受検者が発言しないような方法で確認する。

##### (イ) マスクの着用が困難な場合の手続き

特別の事情により、マスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出ること。本校校長は事前の申し出を受け、マスクの着用が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、別室において受検することを指示する。

##### (ウ) 検査場入場前の対応

発熱・咳等の症状のある場合は、検査場に入場する前にその旨を申し出ること。

##### (エ) 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付ける。

##### (オ) 発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状のある受検者には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示する。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し、状況について保護者に連絡する。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示する。

##### (カ) 無症状の濃厚接触者\*への対応

\* 本要項における濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下の a ~ d のいずれの要件も満たし、本要項で示す感染対策が講じられており、受検者が受検を希望する場合は、検査の前日までに、在籍小学校長を通じて、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式13）を提出すること。本校校長はこの理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室において受検を認める。

a 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受検不可とする。

b 受検当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査等の検査（行政検査）の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検生から検査の前日までに、在籍小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記 a 及び b の要件を満たすことを確認した上で受検を認める（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検をする）。

c 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に来ること

※在籍小学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

d 終日、別室で受検すること

(\*) 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じる。

a 建物内での動線や別室での座席間隔等については、熊本県教育委員会が定める「令和4年度（2022年度）熊本県立中学校入学者選抜要項」に従い準備する。

b 受検者にはマスクの着用を義務とする。入退室時の手指消毒も徹底すること。

(\*) 換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましいため、検査終了ごとに、できるだけすべての窓を、少なくとも10分以上開放する。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、検査実施上、支障のない範囲で受検生が利用するドアの常時開放等の工夫をする。

(\*) 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等は行わず、受検者には昼食持参と指定した席での食事を指示する。

(\*) 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行う。

ウ 検査終了後

保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、本校はすみやかに高校教育課及び宇城保健所に連絡する。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行う。

(2) 受検者及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、次の点に注意すること。

ア 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

イ 医療機関での受診

受検者は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

#### ウ 受検できない者

- (7) 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- (イ) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、(1)のイの(カ)及び(キ)で示す条件のもと、受検できる）

#### エ 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみ受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出ること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えること。

#### オ 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な場合は持参し、指定された席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

#### カ 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。